

## 船舶事故調査報告書

平成28年4月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

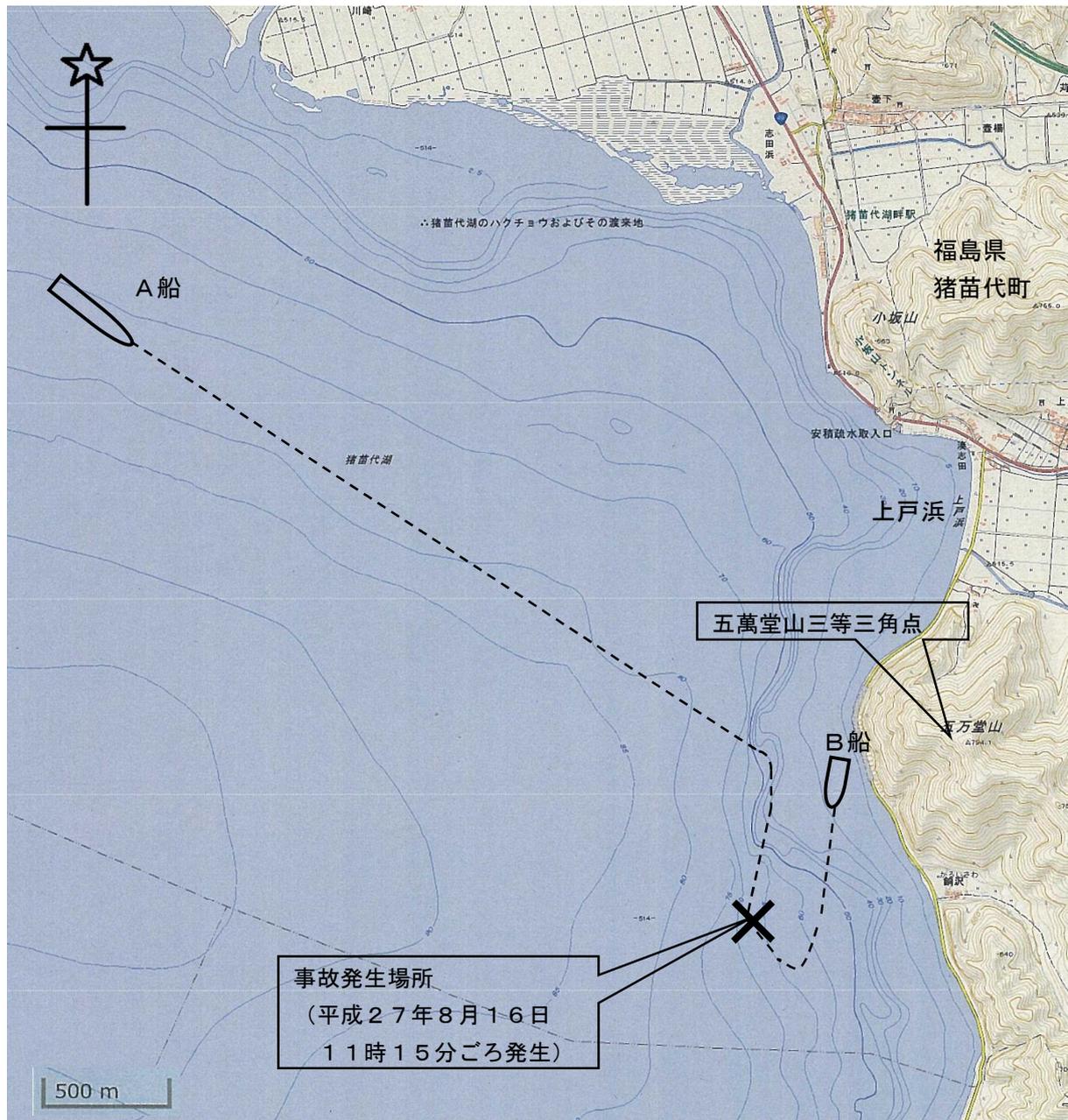
事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月16日 11時15分ごろ
発生場所	福島県猪苗代町上戸 <sup>じょうこ</sup> 浜南南西方沖（猪苗代湖） 猪苗代町所在の五萬堂山三等三角点から真方位221° 1,500m付近 （概位 北緯37° 28.0′ 東経140° 08.6′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>トラスポート</sup> TRUST-EX <sup>イーエックス</sup> IIは、南進中、また、プレジャーボートブラックバスは、北西進中、両船が衝突した。 ブラックバスは、操縦者が負傷し、船体に亀裂を伴う破損を生じ、また、TRUST-EX IIは、船体に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート TRUST-EX II、5.3トン 250-54727 神奈川、個人所有 9.10m (Lr) × 3.13m × 2.33m、FRP ガソリン機関2基、470.70kW（合計）、平成22年6月 B プレジャーボート ブラックバス、5トン未満 210-48054 福島、株式会社中田浜マリーナ 6.25m (Lr) × 1.53m × 0.65m、FRP ガソリン機関、11.03kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年12月16日 免許証交付日 平成22年12月16日 （平成27年12月15日まで有効） B 操縦者B 男性 40歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年10月3日 平成27年2月22日をもって失効していた。
死傷者等	重傷 1人（操縦者B）
損傷	A 左舷船底外板に擦過傷

	B 右舷船縁及び右舷外板に亀裂を伴う破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 水象：波向 南東、波高 約50cm
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人9人を乗せ、クルージングを行うため、平成27年8月16日11時00分ごろ、船長Aの知人が操縦する水上オートバイ1隻と共に猪苗代町に所在するマリーナを出航した。</p> <p>A船は、船長Aが、キャビン内で、操縦席に腰を掛けたり立ち上がったたりしながら目視による見張りをを行い、上戸浜西方沖に向け、約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で南東進した。</p> <p>船長Aは、上戸浜西方に接近したので、南進しようと約20km/hに減速し、右舵を取って船首をほぼ南方に向けた際、左舷船首方500m付近に船首を北方～北西方に向けて微速で航行しているB船を視認した。</p> <p>船長Aは、B船を左舷方に見て通過しようと思い、更に右舵を取って約3°～4°変針した後、徐々に増速して約30～40km/hの速力で南進を続けていたところ、11時15分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、B船ではない他の船舶に衝突したのだと思い、キャビンを出て確認したところ、B船と衝突したことを知り、操縦者Bが負傷していたので、A船を追走していた水上オートバイの船長に、事故発生連絡を依頼し、操縦者B及びB船の同乗者（以下「同乗者B」という。）をA船に乗せ、マリーナに帰った。</p> <p>船長Aは、救急車が到着していなかったので、操縦者B及び同乗者Bを自家用車に乗せ、福島県郡山市の病院に搬送した。</p> <p>B船は、操縦者B及び同乗者Bが乗り、上戸浜西方沖においてトローリングによる釣りを行っていた。</p> <p>B船は、操縦者Bが、右舷船尾部の椅子に腰を掛け、左手で船外機を操作し、同乗者Bが、船体中央部よりやや船首方の甲板上に船尾方を向いた状態で腰を掛けていた。</p> <p>操縦者Bは、釣果が良くなく、釣り場を移動しようと約15km/hの速力で南進した後、右転して船首を北西方に向けた。</p> <p>B船は、操縦者B及び同乗者Bが、釣りざおを左右両舷側から各2本振り出し、操縦者Bが、再度、トローリングをするため、右舷船尾部の甲板上に置いていたポータブル型のGPSプロッター兼魚群探知機に表示される速力、水深及び魚群の反応を見ながら、約3～4km/hの速力で北西進した。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、叫び声が聞こえたので周囲を確認したところ、右舷船首方に接近するA船に気付いたものの、どうすることもできず、B船の右舷船首部とA船の左舷船首部とが衝突し、A船がB船の右舷船縁上を船首方から船尾方へ乗り切ったのを認めた。</p>

	<p>操縦者Bは、A船の船底外板とB船の船外機との間に挟まれ、脾臓<sup>ひ</sup>損傷、肺挫傷及び右肋骨骨折を負った。</p> <p>B船は、出航地である猪苗代町に所在する別のマリーナの水上オートバイにより、同マリーナにえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船には、レーダーがなかった。</p> <p>A船は、ふだんから、増速中、急激に船首が浮上して船首方に死角を生じるものの、低速で航行するか、滑走状態まで増速すれば、船首が下がり、死角が解消されていた。</p> <p>A船の同乗者は、船首部の甲板上に2人が、キャビン後部の椅子席に7人がそれぞれ座っていたが、A船がB船に接近していることに誰も気付かなかった。</p> <p>A船を追走していた水上オートバイの船長は、本事故発生の直前、A船とB船とが接近していたので、大声で叫んだ。</p> <p>A船を追走していた水上オートバイの船長は、本事故後、出航地のマリーナに本事故の発生を連絡していた。</p> <p>船長A及びA船の同乗者は、本事故当時、救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p> <p>B船は、和船型の船舶で、本事故当時、操縦者B及び同乗者Bが出航地のマリーナからレンタルしていた。</p> <p>操縦者Bは、本事故当時、釣果が悪かった上、本事故発生場所付近で、釣り糸を起伏が激しい湖底に根掛かりさせないように魚群探知機の画面に注意を向けていたので、見張りを行っておらず、A船がB船に接近していることに気付かなかった。</p> <p>同乗者Bは、本事故発生の直前、叫び声が聞こえて振り返ったところ、右舷船首方にA船を視認したので、とっさに身をかがめた。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、本事故当時、共にベスト型の救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p> <p>同乗者Bは、有効な二級小型船舶操縦免許証を受有していた。</p> <p>(写真1、写真2参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 A船（右舷）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 A船（船尾）</p> </div> </div>
<p>分析</p>	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、上戸浜南南西方沖を南進中、船長Aが、左舷船首方にB船を視認した際、右舵を取って約3°～4°変針してB船を避けたので、前路に他船はいないものと思い込み、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船と接近していることに気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、上戸浜南南西方沖を北西進中、操縦者Bが、右舷船尾部の甲板上に置いていた魚群探知機の画面に注意を向け、見張りを行っていなかったことから、A船に気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、B船の操縦を行ってはならなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、上戸浜南南西方沖において、A船が南進中、B船が北西進中、船長Aが前路に他船はいないものと思い込み、船首方の死角を補う見張りを適切に行わず、また、操縦者Bが、魚群探知機の画面に注意を向け、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に船首が浮上して船首方に死角が生じる場合は、船首方に死角が生じさせない速力としたり、適当な間隔で船首を左右に振るなどして死角を補う適切な見張りを行うこと。</li> <li>・航行中、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



国土地理院 電子国土Webシステム使用